

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第8回 民主政治と政党

1. 政党の意義・機能

- ・ 代議制民主主義国家では、政党は、民意を集約し議会に反映させるための国民と議会との媒体として、また、国民の政治意思を形成するものとして、非常に重要な機能を有している。
- ・ 政治資金規正法は、政治団体*1のうち、「当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの」、または「直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの」をいう（3条2項）。政党助成法は、後者の要件について、それに加えて現に「衆議院議員又は参議院議員を有するもの」であることを求めている（2条）。
- ・ 国会法は、政党その他の政治団体と概念上区別して、会派という概念を設けている（46条）。会派は、国会の議院内で活動をともにする議員の団体であり、2人以上の議員で結成できる（先例）。
- ・ 最高裁判所は、八幡製鉄事件判決（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）において、「憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素」であるとし、また、共産党袴田事件判決（最判昭和63年12月20日判時1307号113頁）では、「政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治結社」であり、「国民がその政治的意思を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体」とであると判示している。

2. トリーペルの政党4段階説

- ・ 日本国憲法は、政党について規定していないが、その存在を当然に予定していると解される。
- ・ トリーペル（Heinrich Triepel）は、国法は政党に対して、敵視（*Bekämpfung*）、無視（*Ignorierung*）、承認及び合法化（*Anerkennung und Legalisierung*）という段階を経て、憲法的編入*2（*verfassungsmässige Inkorporation*）へと至ると主張した。

3. 政党制

- ・ デュヴェルジェ（Maurice Duverger）は、一党制、二党制、多党制の3つに政党制を分類した。その後、サルトーリ（Giovanni Sartori）は、一党制、ヘゲモニー政党制、一党優位政党制、二党制、穏健な多党制、分極的多党制、原子化政党制というように細分化した。

*1 政治団体とは、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」、「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」、そのほか「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対」し、または「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対する」活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体をいう（政治資金規正法3条1項）。

*2 ドイツ連邦共和国基本法21条は、「(1) 政党は、国民の政治的意思形成に協力する。その設立は自由である。その内部秩序は、民主的原則に適合していなければならない。政党は、その資金の出所及び使途について、並びにその資産について、公的に報告をしなければならない。(2) 政党で、その目的又は党員の行動が自由で民主的な基本秩序を侵害若しくは除去し、又は、ドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを旨とするものは、違憲である。違憲の問題については、連邦憲法裁判所が決定する。(3) 詳細は、連邦法で定める」と規定している。

Quiz

Q8 政党等に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素であるとともに国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるとするのが判例である。
2. 政党に党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書を提出させるなど一定の事項の届出をさせた上、国が当該政党に対して政党交付金による助成を行い、その使途等について報告書の提出を義務付けることは、それが議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、その手続が合理的なものであったとしても、政党の内部的自治や運営への不当な介入に当たり、結社の自由を著しく侵害するものとして違憲になると解されている。
3. 政党は、議会制民主主義の重要な担い手であり、自らの組織運営について高度の自律権を有するが、その組織運営が民主主義の原理にのっとったものでなければならないことは憲法上の当然の要請というべきであり、政党内部の制裁処分も公正な手続によるべきことは当然であるから、処分の手続が著しく不公正であったり、政党内部の手続規定に違背してなされたりした場合には、裁判所がこれを司法審査の対象とし、その適否を判断することができるとするのが判例である。
4. 政党その他の政治団体（以下「政党等」という。）にあらかじめ候補者名簿の届出をさせ、選挙人が名簿登載者の氏名又は名簿届出政党等の名称を記載して投票し、(1) 各名簿届出政党等の得票数に基づき名簿届出政党等の当選人の数を定め、(2) 得票数の多い名簿登載者から当選人となるべき順位を定めた上、(3) 候補者名簿登載者のうち、(2)の順位に従って(1)により定められた名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の名簿登載者を当選人と決定する方式は、選挙人が投票した名簿登載者以外の名簿登載者に得票が流用されることになり、当選人の決定に選挙人以外の者の意思が介入することになるが、これが国会の裁量権の限界を超えるものとは解されないとするのが判例である。
5. 衆議院小選挙区の選挙において、議員を5人以上有するなど一定の政党等にその立候補者の届出を認め、このような届出をした政党等を候補者届出政党として候補者本人ができる選挙運動に加えて候補者届出政党としての選挙運動を行うことができるとうる公職選挙法の規定は、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間の選挙運動に合理性を有するとは到底いえない程度の較差を生じさせているものであるが、事情判決の法理を適用して当該選挙の違法を宣言するにとどめ、選挙の効力は無効としないこととするのが相当であるとするのが判例である。

(平成22年度国家公務員採用II種試験)